

広島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の制度改正について（改正概要）

広島県健康福祉局健康づくり推進課

1 経緯等

広島県では、将来子供を産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等に対し、妊孕性温存療法に係る経済的負担の軽減（治療費助成）及び臨床情報等を活用した研究促進を目的に、国が令和3年度から開始した「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」（以下「国事業」という。）に準じて「広島県小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を実施しています。（※国事業開始前（平成30～令和2年度）は、県単独で同様の趣旨の「広島県がん患者妊孕性温存治療費助成事業」を実施。）

この度、国が令和8年度から国事業の実施要綱を改正したことから、本県においても同様の改正を行いました。

2 実施要綱改正概要

- （1）一部文言の修正（未成年患者の本事業への参加の同意取得に関する記載について）。
 - （2）未成年患者の本事業への参加の同意取得に関する規定の追加及びそれに伴う様式（様式第1－1号、様式第1－3号、様式第3－3号）の一部変更。
 - （3）指定医療機関の指定を受ける際の規定の追加。
- ※ 今後は改正後の様式を使用してください。

3 問い合わせ先等

広島県健康福祉局健康づくり推進課　がん医療・共生グループ
電話番号：082-513-3093（ダイヤルイン）

本事業の詳細や助成申請の様式などについては、県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」に掲載しています。

広島がんネット>がんとの共生>小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/kyousei-ninyousei.html>

